

平成 25 年 8 月 9 日
公益財団法人
建築技術教育普及センター

建築 CPD 情報提供制度に建築施工管理技士が 参加できるようになりました

建築 CPD 情報提供制度の対象資格に建築士、建築設備士のほか、建築施工管理技士も加えることとなりました。

- ・ 平成 25 年 8 月 9 日より建築 CPD 情報提供制度に建築施工管理技士が参加できるようになりました。
- ・ 建築 CPD 情報提供制度に参加する建築施工管理技士については、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績証明書の発行を受けることができます。
- ・ 建築 CPD 運営会議に一般財団法人建設業振興基金が入会しました。

建築 CPD 運営会議は、今後とも、より多くの方に公正かつ適切な CPD 情報を活用していただけるよう努めて参ります。

1. 建築 CPD 情報提供制度概要

建築 CPD 情報提供制度の現在の参加者は約 2 万人、認定を受けた講習会等のプログラムは年間約 1 万件あります。

また、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の発注及び建築工事等の発注に際して活用されている他、28 道府県及び 11 市において設計・工事監理業務の発注、建築工事の発注等で活用されています。

2. 問合せ先

建築 CPD 情報提供制度への参加を希望される方は下記までご連絡ください。

建築 CPD 運営会議事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター
情報・普及部普及課 建築 CPD 担当係
TEL : 03-5524-3105
FAX : 03-5524-3223